

第4次内閣府本府政策評価基本計画（案）のポイント

「3 政策評価の観点に関する事項」

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等との連携を念頭に、以下の記述を追加。

⑦他の評価スキームとの連携

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

「9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項」

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等との連携等を念頭に、以下の通り修正。

行政支出総点検会議の「指摘事項」（平成20年12月）を踏まえ、政策評価が無駄の削減に資するように努める。政策評価の結果と「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。

その他

「1 計画期間」

「平成23年度から平成25年度までの3年間とする。」に修正

「6 事前評価の実施に関する事項」

租税特別措置等の評価に関する記述を追加。

「7 事後評価の実施に関する事項」

租税特別措置等の評価に関する記述を追加。

「10 政策評価に関する情報の公表に関する事項」

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、記述を追加。